

第一類 第一號

衆第百七十一回国会

内

閣

委

員

議

錄

第十 四 号

(一一一)

平成二十一年六月十日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 渡辺 具能君

理事 加藤 勝信君

理事 西村 明宏君

理事 平田 耕一君

理事 大畠 章宏君

理事 あかま二郎君

稲田 朋美君

遠藤 宣彦君

大塚 拓君

上川 陽子君

木挽 司君

佐藤 錬君

並木 正芳君

馬渡 龍治君

武藤 容治君

平岡 秀夫君

笠 浩史君

高木 美智代君

重野 安正君

山崎 日出男君

島貫 孝敏君

小渕 優子君

増原 義剛君

宇野 治君

吉井 英勝君

山田 正彦君

市村 浩一郎君

吉良 州司君

西村 智奈美君

池坊 保子君

岡本 芳郎君

並木 正芳君

内閣府大臣

内閣府副大臣

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

政府参考人

内閣委員会専門員

○渡辺委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公文書等の管理に関する法律案(内閣提出第四号)

題といたします。

この際、本案に対し、上川陽子君外四名から、

自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日

本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案に

による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。上川

陽子君。

○上川委員

ただいま議題となりました公文書等

の管理に関する法律案に対する修正案につきまし

て、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明

党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の五派

の提出者を代表いたしまして、その提案の理由及

び概要について御説明申し上げます。

本修正案は、これまでの当委員会における議論

を踏まえ、国民の期待にこたえるよりよい公文

書管理の法制度を実現するため、与野党を通じた

立法府の意思をもつて政府提出の法律案を修正し

ようとするもので、先般来、与野党において協議

を行い、取りまとめたものであります。

その主な内容は、第一に、「公文書等

が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知

的資源として、主権者である国民が主体的に利用

し得るものであること」を明記することとしてお

ります。

第二に、行政機関の職員は、この法律の目的の

達成に資するため、当該行政機関における経緯も

含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の

事務及び事業の実績を合理的に跡づけ、または検

証することができるよう、処理に係る事案が軽微

なものである場合を除き、法令の制定または改廃

及びその経緯その他の事項について、文書を作成

しなければならないこととしております。

第三に、行政機関の長は、行政文書ファイル等

について、保存期間の満了前での限り早い時

期に、保存期間が満了したときの措置として、国

立公文書館等への移管の措置をとるか、廃棄の措

置をとるかを定めなければならないこととしてお

ります。

第四に、行政機関の長は、その保存する行政文

書ファイル等の集中管理の推進に努めなければな

らないこととしてしております。

第五に、行政文書ファイル等の集中管理簿及び法人文書

の管理に関する法律案に対する修正案について定めることとしてお

ります。

第六に、行政機関の長は、保存期間が満了した

行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、

あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならぬこととするとともに、内閣総

理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存

の必要があると認める場合には、当該行政文書

ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該

行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとら

行行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとら

ないよう求めることとしておりま

ります。

第七に、内閣総理大臣は、行政文書管理規則ま

たは利用等規則の制定または変更について同意を

しようとするときは、公文書管理委員会に諮問し

なければならぬこととしてお

ります。

第八に、行政機関の長及び独立行政法人等は、

それぞれ、当該行政機関または当該独立行政法人

等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果

的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、

及び向上させるために必要な研修を行うこととす

るとともに、国立公文書館は、行政機関及び独立

行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な

保管及び移管を確保するために必要な知識及び技

能を習得させ、及び向上させるために必要な研修

を行うこととしております。

第九に、行政機関の長及び独立行政法人等は、

統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合にお

いて、見直し後における行政文書等の適切な管理

委員の異動	
六月十日	辞任
赤澤 亮正君	補欠選任
木挽 司君	西本 勝子君
武藤 容治君	飯島 夕雁君
飯島 夕雁君	西本 勝子君
楠田 大藏君	西本 勝子君
中山 成彬君	西本 勝子君
長島 忠美君	西本 勝子君
松浪 健太君	西本 勝子君
忠美君	西本 勝子君
吉隆君	西本 勝子君
市村 浩一郎君	西本 勝子君
吉良 州司君	西本 勝子君
村田 正彦君	西本 勝子君
山田 正彦君	西本 勝子君
市村 浩一郎君	西本 勝子君
吉良 州司君	西本 勝子君
西村 智奈美君	西本 勝子君
池坊 保子君	西本 勝子君
岡本 芳郎君	西本 勝子君
並木 正芳君	西本 勝子君
内閣府大臣	西本 勝子君
内閣府副大臣	西本 勝子君
内閣府大臣政務官	西本 勝子君
内閣府大臣政務官	西本 勝子君
政府参考人	西本 勝子君
内閣委員会専門員	西本 勝子君
○上川委員長 これより会議を開きます。	内閣提出、公文書等の管理に関する法律案(内閣提出第四号)
題といたします。	この際、本案に対し、上川陽子君外四名から、
自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日	本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案に
による修正案が提出されております。	による修正案が提出されておりま
提出者から趣旨の説明を聴取いたします。上川	す。

のための措置を講じなければならないこととしてあります。

第十に、附則に行政文書及び法人文書の範囲その他の事項に係る検討条項を規定することとしてあります。

以上が、本修正案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願ひ申上げます。(拍手)

○渡辺委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○渡辺委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官山崎日出男君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○渡辺委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑を行います。
質疑の申し出があるので、順次これを許します。馬渡龍治君。

○馬渡委員 自由民主党の馬渡龍治でござります。

きょうは、副大臣、政務官、どうぞよろしくお願いいたします。主に質問はこちらにさせていただきます。大臣はごゆっくりしてください。
先ほど上川議員から、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」、まさにそのとおりであると思います。

そして、しっかりと公文書を管理していただければ、まだつきりと解明していない日本の国いろいろな歴史上の問題、これに対しても、公文書が中立て公正な証人となってくれると私は思いました。

あると思います。しかし、今の現状では、公文書の管理について各府省、役所がそれぞればらばらで対応していますので、このところは、適正でかつ効率的な公文書管理を実現するための体制は、残念ながら今は不十分だと思います。

こうした点を踏まえて、公文書管理を行うことの意義及び本法案を提出した趣旨についてお伺いしたいと思います。

○並木大臣政務官 まさに先生御指摘いただいたとおりでございまして、公文書というのは、主権者たる国民が知的資源として活用して行政等への理解を深めていく、また行政も同時に、説明責任を果たしながら、国民にきちっと意思決定等のそ

うした面も理解していただく。相互に、そうした意味でお互いが力を合わせて国をつくっていく。

そういう点で非常に貴重なものでありますし、また、過去とか歴史から学んでいつて、それを將來にも生かしていく、それはずっと継続して、国

民の中にそつしたものを受け継がれていくとい

うことが大変重要なことがあります。

そういう点から考えて、今御指摘いただいたとおり、これまで、ともすると管理が不十分とい

うか、各省庁でそれぞれの判断によって廃棄されたりしてきたというところもあるうかと思いま

す。そういう点で、これからますます適切な管

理ということがまさに求められるわけであります。

けれども、公文書等のライフサイクルを通じて統一的な管理ルールを決めていく、そして歴史公文

書等の統一的な保存及び利用のルールについて定めていく、そういうことによって国の責任を果たすので、今回の法律ができて公文書がしっかりと管理されますように願っております。

そこで、質問いたしますが、公文書の管理を適正に行う、また効率的に行うということは、国が意思決定を適正かつ円滑に行うためにも、また国が

立つて、そうした公文書の価値観というものをもう一度しつかりと考えながら体制を整備していくことで重要であるかというふうに考

えております。

どうぞよろしくお願ひします。

○馬渡委員 これから、ずっと未だにわたつて日本の國の、日本の國民の知的資源であるわけありますから、その重要性をぜひ担当する職員の方々にも認識していただきたいとお願い

いたします。

続いて、修正案の提案者の方にお伺いしたいと思うんですけれども、この法案については与野党で修正の協議がなされました。今回、修正のボ

イントについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○上川委員 お答えをいたします。

今回、与野党の協議を通して、立法府の意

思として修正案が取りまとめられたということに

対して、本当に心から感謝したいというふうに存

じます。

御質問の修正のポイントということでございま

すが、まず、第一条の目的規定の見直しであります。

先ほど指摘されました公文書の大変重要な役割、国の活動や歴史的な事実の正確な記録としての公文書の役割は大変大事なものがある、この民

主主義の根幹を支える基本インフラであるという

認識、また同時に、国民に対しての説明責任を果たす上でも大変大事な財産である、こういうことがあります。このことをしっかりと目的規定の中

に明確にしていくことは、国民の皆さんにとっても理解をしていただくこともつながります

ので、そういう意味で、ここにしつかりとその意

思でございます。

第二点目は、作成すべき文書の範囲の具体化及

び明確化であります。

どういう文書が行政文書であるかということに

つきましては、国民の皆さんからの理解がなかなか得にくいとありますので、先ほど申した一条の目的規定にしつかりとこたえ、それを達成するために、文書を適切に作成することの重要性ということを踏まえて、行政機関の意思決定のみならず、その経緯も含めた意思形成過程や事務事業の実績を合理的に跡づけることができるよう文書を作成することが大事であるということについて明文化したものでございます。

それから三點目といいたしましては、行政文書ファイルの廃棄ということが大変大きな課題になりました。ここにつきましては、それぞれの行政機関ではなく、やはり内閣総理大臣が統一的にその同意をすることによって担保していくという規

定でございます。

行政機関の長が、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときには、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないこととしておりまして、これは八条の二項の規定でございます。

さらに、八条の四項の規定におきまして、内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存が必要であると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該の二項の規定でございます。

行政文書ファイル等についての廃棄の措置をとらなければならないこととするよう求めるという規定を設けたものでございます。

また、四点目であります。やはり、公文書が適切に管理されるためには、何よりも職員の皆さ

んの意識改革が大変大事であります。そういうことも含めまして、行政機関等の職員の研修に係る規定というものを設けたものでございます。

また、上川議員からの答弁の中に、私が次に内閣総理大臣の権限についてお伺いしたい

とと思うんですけれども、今お話しをいただきまして

アメリカの公文書館は、館長の許可がなければ

勝手に廃棄できないという強い権限を持つているようではあります。日本においても、内閣総理大臣に強い権限を持つていただいて、本当に力強いリーダーシップで統一されたルールで管理がなされます。同じく修正案の提案者にお伺いしたいんですけれども、この修正案の附則第十三条第二項の中に、国会及び裁判所の文書の管理のあり方については、この法律の趣旨、国会及び裁判所の地位並びに機能等を踏まえ、検討が行われるものとする旨の規定がありますけれども、それでは、この検討はだれが行うのか、そのところをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○上川委員 御質問の修正案の附則の第十三条第二項というところでございますが、この規定につきましては、この法律の趣旨、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえて、国会、裁判所それぞれにおいてなされるものであるというふうに理解しております。

立法府、司法府の文書につきましては、三権分立のもとでそれぞれ管理が行われているところでございます。国民の皆さんからとりましては、國家機関の意思決定に係る記録ということにつきま

しては、これは何も行政府だけではなくございません。立法府や司法府の中にも、公文書がたくさん作成されて、そして保管されているものでござります。

今回、行政府の公文書管理のあり方等の見直し、この機会にこれを参考にしていただいて、適切な措置が立法府にも司法府にも及んでほしい、

こういう声が国民の皆さんから寄せられているということありますので、それを踏まえて、附則第十三条第二項にこうした規定を設けたところでございます。

○馬渡委員 私からもぜひお願いしたいのは、きょうの質問じやありませんけれども、例えば法務省の刑事事件の関係の文書というのが、明治十四年以降、公文書館に移管されていないんです。ですから、戦前、戦中、戦後の日本の国としての

真実というものをある程度究明していくためにも、その中にひょっとしたらヒントとなる文書も、まだ出ていないものがあるかもしれません。そ

れども、この修正案の附則第十三条第二項の中には、国会及び裁判所の文書の管理のあり方について、まだいまになつてない検証していただき、まだまいになつてない検証していただきたいと思います。

○増原副大臣 馬渡委員の御指摘のようになります。このところは私個人の思いなんですねけれども、大

きい検証していただき、まだまいになつてない検証していただきたいと思います。

○西村(智)委員 民主党の西村智奈美君。

きょうは、公文書管理法案の修正案を中心に関問題をしたいと考えております。

多くの方々の御協力やら思いやらがいろいろ詰まつたこの公文書管理法とその修正案でありますけれども、私は、率直に言つて、この修正案はか

なりの程度評価できるところまで来たのではない

かというふうに思つております。当然のこと、積み残しの課題もいろいろあるわけですから、そ

れから、第二点目の公文書館の方の組織あるいは体制のあり方であります。御指摘のように四十名強の極めて少ない、一見効率的にやつてい

るというふうに見えなくもないんですが、諸外国の例を見れば、とてもそれは十分とは言えないだ

ろうというふうに思います。そして、スキルの方、管理の技術、能力、こういう点についても諸

外国の例を見ながらさらにレベルアップを図つていかなくてはいけないというふうに思つております。

いざれにしましても、行財政改革厳しき折に、どういうふうに人的な資源を投入していくか、一

律に独立行政法人だからこれだ、私も党の行政改

革推進本部で、これでいいのかなと思うながら四十二名ですか、それでこれだけの膨大な文書を

取り扱っていくんでしょうか、そこを適切に処理していく能力というのが、処理能力というの

が、だれが見たって、この人数でやれるわけがない、そう思うと思います。ですから、せつかり法律をつくつても、そういうたところの処理能力を

向上していくような環境整備をしていかなければ、それこそ、仮をつくつて魂が入つていいと

いうことになろうかと思ひます。

ですから、本当に公文書館の専門的な知識を生かして、内閣総理大臣が政府全体の公文書管理に取り組んでいかなければならないんすけれども、どうもそういうものであつてはいけない。消費者庁のときも、國やつたことがありますけれども、どうもそういうものであつてはいけない。消費生活センター充実せよという声が与野党問わずありました。そういう意味で、めり張りをつけたこれから定員管理なり研修をしつかりやつてい

かなくてはいけないのではないか、そのように思つております。

○馬渡委員 ゼビ、国の基本にかかることがありますから、そしてこの公文書の管理の最高責任者が内閣総理大臣ですから、この法律ができて、

当然そういう予算のことについてもお考えいた

だけると思いますが、大臣初め副大臣、政務官の御活躍によって、そういうた適正な管理ができる

組織づくりに向けてまず御尽力いただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、西村智奈美君。

きょうは、公文書管理法案の修正案を中心に関問題をしたいと考えております。

多くの方々の御協力やら思いやらがいろいろ詰まつたこの公文書管理法とその修正案であります

けれども、私は、率直に言つて、この修正案はか

なりの程度評価できるところまで来たのではない

かというふうに思つております。当然のこと、積み残しの課題もいろいろあるわけですから、そ

れから、第二点目の公文書館の方の組織あるいは体制のあり方であります。御指摘のように四十名強の極めて少ない、一見効率的にやつてい

るというふうに見えなくもないんですが、諸外国の例を見れば、とてもそれは十分とは言えないだ

ろうというふうに思います。そして、スキルの方、管理の技術、能力、こういう点についても諸

外国の例を見ながらさらにレベルアップを図つていかなくてはいけないというふうに思つております。

いざれにしましても、行財政改革厳しき折に、どういうふうに人的な資源を投入していくか、一

律に独立行政法人だからこれだ、私も党の行政改

革推進本部で、これでいいのかなと思うながら四十二名ですか、それでこれだけの膨大な文書を

取り扱っていくんでしょうか、そこを適切に処理していく能力というのが、処理能力というの

が、だれが見たって、この人数でやれるわけがない、そう思うと思います。ですから、せつかり法律をつくつても、そういうたところの処理能力を

向上していくような環境整備をしていかなければ、それこそ、仮をつくつて魂が入つていいと

いうことになろうかと思ひます。

ですから、本当に公文書館の専門的な知識を生かして、内閣総理大臣が政府全体の公文書管理に取り組んでいかなければならないんすけれども、どうもそういうものであつてはいけない。消費者庁のときも、國やつたことがありますけれども、どうもそういうものであつてはいけない。消費生活センター充実せよという声が与野党問わずありました。そういう意味で、めり張りをつけたこれから定員管理なり研修をしつかりやつてい

かなくてはいけないのではないか、そのように思つております。

○馬渡委員 ゼビ、国の基本にかかることがありますから、そしてこの公文書の管理の最高責任者が内閣総理大臣ですから、この法律ができて、

当然そういう予算のことについてもお考えいた

だけると思いますが、大臣初め副大臣、政務官の御活躍によって、そういうた適正な管理ができる

組織づくりに向けてまず御尽力いただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○西村(智)委員 次に、第四条でありますけれども、こここのところはいわゆる文書の作成の項目であります。修正の中でも非常に議論のあつたところだと承知をしておりました。

この第四条の第一号から第五号まで項目が具体的に追加をされております。この第一号から第五号については具体的な事項として列記しているもの

であり、そのほかの項目についても、この第四条

で定めているとおり、「当該行政機関における総縛も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」にその他の項目についても作成しなければならないということを定めているというふうに理解してよろしいでしようか。

○枝野委員 委員も御理解のとおり、実はこのところはなかなか難しく、つまり、すべてを列举することは、行政の広範さ、それから多様性を考えると多分不可能であるけれども、実際に文書を作成する公務員の皆さんにとって、あるいはそれをちゃんと記録してもらいたいという国民の立場からとっても、ある程度こういったものはちゃんと文書をつくるんですよということができるだけ明確にしたいという中で一号から五号までを列挙いたしましたが、条文にもございますとおり、「次に掲げる事項その他の事項について」となっていますので、この一から五の各号の規定に準じて、しっかりと必要なものは文書を作成していただく、そういう内容になつております。

○西村(智)委員 さらに、これはこの委員会の質疑の中でも論点として出てきた項目でありましたけれども、政府が何か政策決定をする際に、基礎的な調査を外部委託するケースが多くあると思います。その外部委託された調査結果は、最終報告は出てくるでしょうけれども、その本当に大もとのもとなるもとデータを取得することができずには、例えば道路計画の合理性を判断するときに、もとデータがないので問題になることが多々あつたりいたしましたが、今回の法案では、この外部委託されたもとデータの取得については行政文書の定義あるいは整理でも規定をされておりません。しかし、今回の公文書管理法及び修正案の趣旨に照らせば、政府はその取得に努めるべきであるというふうに考えますが、この点、提案者はいかがお考えですか。

○枝野委員 御指摘のとおり、今回の規定の中は、修正案も含めて、取得ということについての

規定はしておりません。しかしながら、外部委託して得られたデータや結論についても、それが官公庁に提出されればその保持する文書になりますから、それぞれの内容に応じて管理をしていくということの中に当然入つてまいります。

そうしたときに、例えば先ほど御質問もありま

した四条の各号で、当該行政機関における総縛も含めた意思決定に至る過程云々かんぬんを合理的に跡づけ、または検証するように文書を作成してくださいという明文の規定がござりますので、直接は適用になるわけではありませんけれども、それが重要な意思決定にかかるデータの部分であるならば、当然役所の方に提出されるであろうし、提出された時点でしっかりと保存すべき文書の範囲に入るということが、こうした規定などから、当然に各行政官庁はしていただけるものだと

いうふうに理解をしております。

○西村(智)委員 続いて、第六条の第二項であります。「当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない」という条文が新たに

つけ加わりました。これはいわゆる中間書庫のこと

を指していると理解してよろしいのでしょうか。

○枝野委員 このこと自体が中間書庫をつくるらなければならぬというようなことを規定している

か。

○西村(智)委員 続いて、第七条であります。第七条の第二項及び第十一条の第三項。

ここで、行政文書ファイル管理簿をいろいろな方法により公表しなければならないということになつたわけで、この点はとかく、行政文書ファイル管理簿などがわかりにくいとか扱いにくいといふ指摘が多々あつたところでありますので、この

点については、修正は大変評価できるのではないかと考えております。

ただ、その際、やはりファイル名のわかりやすさについては同時に配慮していくかなければ、せつかく管理簿を公表しても役に立つとは言えないのではないかと思つております。その点はとかく、ファイル名のわかりやすさについて配慮すべきといういろいろな方面からの指摘について、提案者のお考えはいかがでしょうか。

○枝野委員 従来の政府案でも「名称を付する」ということにはなつておりましたが、今回この修正で、そのファイル管理簿を一般の閲覧に供し、公表するということになつて、一般的皆さんがそれを見て参考にするといいますか、その情報を得るということになりますから、役所の内側の人たちがその名称を見つかりますという点だけでは、この条文が入つたことによつての意味がないということになつてます。つまり、情報公開等に資するために、その管理簿を「ごらんになる一般国民の皆さんのがわかるような名称を付するんだとい

て中間書庫をつくることは排除していないというふうに思いますし、なつかつ、可能であるならば、そういう方向に進んでいくことを期待しています。

これこそまさに、実際に運用を始めて、そうしたことの中で中間書庫という段階にどういふうに進んでいくのか、いくとすれば、それを改め

て近い将来の法改正で行うのか、運用で行つてい

くのかということが、運用開始後の早い段階で多くあるというふうに理解をしております。

○西村(智)委員 続いて、第七条であります。第七条の第二項及び第十一条の第三項。

ここで、行政文書ファイル管理簿をいろいろな方法により公表しなければならないということになつたわけで、この点はとかく、行政文書ファイル管理簿などを幾つか並べたような名称にするというような努

力をするということは、これによって法的に裏づけられているというふうに理解しています。

○西村(智)委員 次に、この公文書管理全体についての課題でありますけれども、例えば、第六条について中間書庫についての検討が進むことを期

待されており、また、行政文書ファイル管理簿の公表などについても取り組むなどということになつりますと、全部ではありませんが一部から、公文

書管理をすることは、逆に面倒だし、行政の仕事

をかえつて煩雑にするし、また、費用もかかっ

ちゃうんじやないか、こういう批判があるよう

ことがあります。

しかし、本来の公文書管理というのは、それを適切に行なうことで究極の行政改革にもなるわけ

です、ある意味、国民の皆さんにわかりやすく政

策、事務事業などの形成過程をお知らせする、見

ていただくという点でいえば、まさに必要な民主

主義のコストであるというふうにも考えますけれ

ども、この点について提案者はどういう御見解で

がでしようか。

○枝野委員 今回の公文書管理法が制定されると、文書が作成されたところから移管、廃棄の長い時間のプロセスの中で、それぞれ、作成者が

ら、整理をしたり、また、保存や保管をしていく

といふさまざまなかわりが生じます。それを統

一的、一体的に進めるという制度になつておりますので、そのことを進めることによって、逆に、

行政のある意味では非効率さというものを是正す

す。大変大事な財産になるというふうに思いま

す。

先ほど他の委員からの御指摘がありました、現

在の体制というのは、人員面でも、また予算面で

も、施設面でも、他国と比べても大変貧しい状況であるということありますので、この文書管理の法律がしっかりと対応していくべく、そのための基盤を整備していくことをしっかりとやつていけば、逆に、初期投資は高いとは思いますけれども、うまく進むことによって、その後のメンテナンスはコストがむしろ削減するというような効果も期待できるというふうに思つております。そのことをこの法案が後押ししていくということにつながるというふうに思つております。

○西村(智)委員 ありがとうございます。
続いて、第三十三条でありますけれども、これは、行政機関ないし独立行政法人等が組織の見直しを行う場合の行政文書等の管理についての規定であるわけですけれども、第二項で、独立行政法人等も適正な文書管理を行ひなさいという対象に加わっております。

そこで、お伺いなんですけれども、第二項で言つて、必要なものはしっかりとしかるべきところに残すということをやつていただきたいといけな

合の記載されておりますところの「この法律の規定に準じた適正な管理」が行われなければならぬ、この「適正な管理」というのは具体的にどういうことを指しているのでしょうか。

○枝野委員 独立行政法人等が民営化等される場合にはいろいろなケースがありまして、例えば、既存の組織が廃止をされ、新組織が民間でつくられて、そこに引き継がれるというようなケースもあり得ます。

例えば、こういった場合に、組織がなくなつてしまつたからということで、その独立行政法人

が持つていた文書を全部破棄されるということでは困ります。あるいは、民営化をされると、この法律による公文書としての管理の対象ではなくなつてしまします。そこから先、もうどう捨ててもいいんだとか、そういうことになつてしまつたのでは、少なくとも行政の一翼を担つていていた時代の記録がそこで途切れてしまうということになつてしまつて困ります。

したがいまして、廃止をする場合であつても、

そうではなくて組織引き継ぎで民営化される場合であつても、これはもう民間になるんだからといって、一たん関係する省庁にその文書を移していくだとか、あるいは、引き継ぎ民間団体においてこれはちゃんと管理をしてくださいということを決めて、そのことを引き継ぐとか、もちろん、それぞれの文書の種類と民営化の性質等によつて、組織変更の形態によって、具体的なものにはケース・バイ・ケースで違つてきていますが、それまで独立行政法人としてしっかりと管理をしていかなければいけなかつたということの趣旨に照らして、必要なものはしっかりとしかるべきところに残すということをやつていただきたいといけな

い。

○西村(智)委員 この規定がないと、最初に申し上げましたとおり、組織がなくなるんだから全部捨てちゃうとい

うことは、さすがに現実にはされないと想いま

すけれども、そういうことが間違つてもないよう

にきちっとやってくださいという規定を置いたと

いうことでござります。

○西村(智)委員 続いて、ちょっと一つ抜かしてしまいました、第八条の第二項と第四項でありま

すけれども、これは、廃棄について内閣総理大臣

の同意を必要とするという条文であります。結果

として、行政機関の長の、言ってみれば恣意性が

排除されるので、大変評価できる項目だと思いま

すが、この立法趣旨について伺いたいと思いま

す。

○枝野委員 公文書管理は、当面はやはり政治のリーダー

シップで行われるべきことでありますけれども、

将来的に、人材育成がきちんと行われ、公文書館

の位置づけももつと明確になったときには、政治

的中立性に配慮してこれは行われるべき性格のも

のであろうと考えます。この点について提案者に伺います。

○枝野委員 御指摘のとおり、本来、公文書の管

理については、専門家が専門的、中立的な観点か

ら行うのが望ましいというふうに思います。た

だ、現状では、日本の国内においてそうした専門

の方方が必ずしも多くない。ですから、そこを

しっかりと育てようという規定も置いておりま

す。

それと同時に、もう一つは、日本の行政シス

テムが、現行憲法の現行解釈上、各省庁の分担管

理ということで、役所ごとにルール、基準が全然違

うとう中で進んできておりますので、これを

しっかりとどの役所においても、もちろん、行政

の性質上、いろいろな違いはあるとしても、基本

的な基準や考え方、ルール、ベースは一緒ですよ

うことで、おかしな捨て方はしないでください

かとかという議論が、必ずしも各政党間で一致し

た結論を出せる状況ではなかつたということの中

で、きちんとこの役所においても、もちろん、行政

の性質上、いろいろな違いはあるとしても、基本

的な基準や考え方、ルール、ベースは一緒ですよ

うことで、おかしな捨て方はしないでください

かねということをやるに当たっては、これは内閣

総理大臣という内閣の長、首相たる内閣総理大臣

のところで強い政治的リーダーシップを持つて行

いませんと、各役所の横並びで官の役所をつくつ

ても指揮命令監督権がございませんから、現状ま

で、それが専門家が育つていくプロセスとちよう

ど重なつてくるということで、現状においてはこ

ういう形をとつた。

できるだけ早い段階で、より中立的、専門的な

機関で判断していくところに進んでいく

ればいい、これは個人的に思つております。

○西村(智)委員 続いて、附則について、二点ほ

ど伺いたいと思います。

附則の第十三条第一項において、「行政文書及

び法人文書の範囲その他の事項について検討を加

え」というふうに記載をされております。公文書

管理法は行政情報公開法とやはり車の両輪である

と言われますし、行政文書の定義については不断

の見直しが必要と思ひますけれども、ここで言う

ところの「行政文書及び法人文書の範囲その他の

事項」は、そういうものを含むというふうに理

解してよろしいでしょうか。

○枝野委員 これはもう端的、率直に申し上げま

すが、ここは政党間の協議の中でも、行政文書の

定義の余計な限定は要らないのではないかという

ことで、議論、意見が分かれました。

これは、私どもとしては、組織的に用いるといふような限定は要らないのではないかというふうに考えておりますが、ただ、従来の情報公開法と横並びであるべきだろう、あるいは、もしこの限定期を外すとしたときに、では外すだけでいいの定を出せる状況ではなかつたということの中かとかという議論が、必ずしも各政党間で一致した結論を出せる状況ではなかつたということの中で、きちんとこの役所においても、もちろん、行政の性質上、いろいろな違いはあるとしても、基本的には定義も含んでいる、定義より広い概念だと以上の定義も含んでいる、定義より広い概念だと思ひますので、そうしたこともこれからも議論の対象として、何が行政文書としての定義、範囲としで、きちっとこういうことも含めて、範囲といふは定義も含んでいます。以上は定義も含んでいます。それと同時に、もう一つは、日本の行政システムが、現行憲法の現行解釈上、各省庁の分担管理ということで、役所ごとにルール、基準が全然違う中で進んできていますので、これをしっかりとどの役所においても、もちろん、行政の性質上、いろいろな違いはあるとしても、基本的な基準や考え方、ルール、ベースは一緒ですようことで、おかしな捨て方はしないでくださいかねということをやるに当たっては、これは内閣総理大臣という内閣の長、首相たる内閣総理大臣のところでの強力な政治的リーダーシップを持つて行いませんと、各役所の横並びで官の役所をつくつても指揮命令監督権がございませんから、現状までの歴史的な経緯というものの、それを、基準をしっかりと横並びさせていくという段階、そして、それが専門家が育つていくプロセスとちようど重なつてくるということで、現状においてはこういう形をとつた。

できるだけ早い段階で、より中立的、専門的な機関で判断していくところに進んでいくければいい、これは個人的に思つております。

○西村(智)委員 続いて、附則について、二点ほど伺いたいと思います。

附則の第十三条第一項において、「行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え」というふうに記載をされております。公文書管理法は行政情報公開法とやはり車の両輪であると言われますし、行政文書の定義については不断の見直しが必要と思ひますけれども、ここで言うところの「行政文書及び法人文書の範囲その他の事項」は、そういうものを含むというふうに理解してよろしいでしょうか。

○枝野委員 これはもう端的、率直に申し上げます。ここは政党間の協議の中でも、行政文書の定義の余計な限定は要らないのではないかという

ことで、議論、意見が分かれました。

これは、私どもとしては、組織的に用いるといふような限定は要らないのではないかというふうに考えておりますが、ただ、従来の情報公開法と横並びであるべきだろう、あるいは、もしこの限定期を外すとしたときに、では外すだけでいいの定を出せる状況ではなかつたということの中かとかという議論が、必ずしも各政党間で一致した結論を出せる状況ではなかつたということの中で、きちんとこの役所においても、もちろん、行政の性質上、いろいろな違いはあるとしても、基本的な基準や考え方、ルール、ベースは一緒ですようことで、おかしな捨て方はしないでくださいかねということをやるに当たっては、これは内閣総理大臣という内閣の長、首相たる内閣総理大臣のところでの強力な政治的リーダーシップを持つて行いませんと、各役所の横並びで官の役所をつくつても指揮命令監督権がございませんから、現状までの歴史的な経緯というものの、それを、基準をしっかりと横並びさせていくという段階、そして、それが専門家が育つていくプロセスとちようど重なつてくるということで、現状においてはこういう形をとつた。

できるだけ早い段階で、より中立的、専門的な機関で判断していくところに進んでいくければいい、これは個人的に思つております。

○西村(智)委員 続いて、附則について、二点ほど伺いたいと思います。

附則の第十三条第一項において、「行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え」というふうに記載をされております。公文書管理法は行政情報公開法とやはり車の両輪であると言われますし、行政文書の定義については不断の見直しが必要と思ひますけれども、ここで言うところの「行政文書及び法人文書の範囲その他の事項」は、そういうものを含むというふうに理解してよろしいでしょうか。

○枝野委員 これはもう端的、率直に申し上げます。ここは政党間の協議の中でも、行政文書の定義の余計な限定は要らないのではないかという

ことで、議論、意見が分かれました。

これは、私どもとしては、組織的に用いるといふような限定は要らないのではないかというふうに考えておりますが、ただ、従来の情報公開法と横並びであるべきだろう、あるいは、もしこの限定期を外すとしたときに、では外すだけでいいの定を出せる状況ではなかつたということの中かとかという議論が、必ずしも各政党間で一致した結論を出せる状況ではなかつたということの中で、きちんとこの役所においても、もちろん、行政の性質上、いろいろな違いはあるとしても、基本的な基準や考え方、ルール、ベースは一緒ですようことで、おかしな捨て方はしないでくださいかね。www.kokumin.jp

分立と書いてありますけれども、大学レベルの憲法の教科書は三権分立だなんてどこにも書いていません。

憲法上も国立公文書館を置いて、そこが司法や立法についても一種中立的に文書管理をできるようなことを将来的に議論の中で合意形成ができるべきいいな、こんなふうに思つております。

○西村(智)委員 ありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝です。

前回の委員会の質疑の中で、防衛省の宇宙開発利用推進委員会の議事録が作成されていないことが改めて明らかになりましたが、小渕大臣からは、意思決定過程における文書が残っていないという事実が明らかになつてゐるのだと思うという答弁がありました。

平和な宇宙開発の一つに、例えば宇宙太陽光発電とマイクロウエーブを使った伝送システムの研究開発というのがあるんですが、しかし、これはキラー衛星技術と結びつく問題も持つてゐるわけなんです。それだけに、日本のこれまでの宇宙開発の成果や国際的信頼を損なわないよう、そして行政の文書主義をきちんと守つていくように、やはり大臣として、防衛省に、この宇宙開発利用推進委員会のままで会議録をきちんと作成しないということ、この間御紹介したように、会議録の、メモ書き程度の、名前だけびゅつびゅつと載つてゐるような、これは議事要旨とも言えないものですね。やはりそういうものはもう少しきちんとしたものにして公開をしなさいと、そういうふうにさせていくことが法律を生かしていく上で大事だと思うんですが、まず最初にこのことを伺います。

○小渕国務大臣 お答えをいたします。

委員が御指摘のように、意思決定過程も含めて文書を作成、保存することの重要性につきましては、私ども全く同じ意識を持つておるところで

あります。

これを踏まえて、政府案では、第四条におきまして、意思決定並びに事務及び事業の実績について文書を作成しなければならないという形で、そ

の趣旨を盛り込んだところであります。

しかしながら、この規定ぶりでは、経緯も含めて文書を作成しなさいと規定するようにするという趣旨が必ずしも明確ではないという御

を条文上明記する形の修正がなされているものと認識をしております。

○吉井委員 今おつしやつた政府案四條にかかるところなんですが、この点では、さきの防衛省の宇宙開発利用推進委員会は、宇宙の軍事利用をどういう分野で進めていくのかというのを具体的に記述した宇宙開発利用の基本方針というのをこうして一月十五日に決定していますが、その宇宙開発利用の基本方針を決定するに当つての文書がどのように作成されているかの資料を出していた

だきたいと求めても、宇宙開発利用に関する基本方針について決定するという決裁文書だけ出でるんですね。方針決定までの議論の過程、つまり意思決定に至るまでの過程についての資料というのは一切出でこない、こういう問題がありますた。

これは防衛省だけの話じゃないです。私ははずつと宇宙の関係をやつてゐるものですからあれな

いといふこと、この間御紹介したように、会議録の、メモ書き程度の、名前だけびゅつびゅつと載つてゐるような、これは議事要旨とも言えないものですね。やはりそういうものはもう少しきちんとしたものにして公開をしなさいと、そういうふうにさせていくことが法律を生かしていく上で大事だと思うんですが、まず最初にこのことを伺います。

な問題に加えて、行政の意思決定が密室議論で関する文書もないわけですよ。

だから、議事録を作成していないという不適切な問題に加えて、行政の意思決定が密室議論で

ただくことが大事じゃないかと思うんですが、伺います。

おりであります、たた單に意思決定のみならず、その意思決定に至るまで、どのような経緯でその決定がなされたかとともにしっかりと残し、また管理をしていくべきではないかと考えております。

○吉井委員 実は、次に文化庁にかかる問題で伺つておきたいんです、ユネスコ世界遺産への登録が検討されている大阪府の百舌鳥古墳群と古市古墳群、巨大前方後円墳がたくさん築かれている地域なんです。私は百舌鳥古墳群のところに住んでいたこともありますから毎日のように見ていましたが、古市古墳群の中で最初に築かれたと考えられているのが、藤井寺市津堂城山古墳というのがあります。この古墳は周濠が二重にめぐつてていることがわかつてゐるんすけれども、国指定の史跡にされているのは内側の壇だけなんです。また、史跡の範囲の中を府道大阪羽曳野線というのが通つております。この古墳は周濠が二重にめぐつていて、なぜ外側の壇の部分を史跡にしていいのか、そういう問題がやはりあるわけなんですね。

せつかくユネスコ登録を考えているときなんですが、何で外側の壇は史跡に指定されていないのか、なぜ府道が走つてゐるのか、そういういろいろな問題がありますから、実は文化庁の方に、史跡指定の経緯を示してもらいたいと求めたわけですね。そうしたら、三十年から五十年以上たつておつて資料がなかなか見つからなくて、詳細がわからないという話なんですね。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

いわゆるデジタル化された文書についてのお尋ねでございますけれども、本法案におきまして、行政文書には電磁的記録も含まれております。これは第二条第四項でございます。

行政文書には電磁的記録も含まれております。これは第二条第四項でございます。

すが、何で外側の壇は史跡に指定されていないのか、なぜ府道が走つてゐるのか、そういういろいろな問題がありますから、実は文化庁の方に、史跡指定の経緯を示してもらいたいと求めたわけですね。そうしたら、三十年から五十年以上たつておつて資料がなかなか見つからなくて、詳細がわからぬという話なんですね。

ユネスコ登録を考えるという大事なときに、文化庁の意思決定の過程すらわからぬ、こういうことはなかなか、国際的にもちょっと恥ずかしい話ですから、やはり行政の意思決定の過程をきちんと文書化するのはもとより、まず保管をする、そのことが非常に大事なことだと思うんですが、保管について伺つておきます。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

本法案におきましては、歴史公文書等はすべて移管される仕組みになつております。これにより

お尋ねでございますけれども、この法案が成立した場合には、この法案の趣旨に沿つて適切な保管がなされ、また、意思決定の途中も適切に保存できますが、今後の移管率を大体どれくらいに考えておられますか。

○吉井委員 現在の公文書館への移管率が〇・七%。法律が施行されたら公文書館への移管がふえると思うんですけど、この点は参考人に伺つておきますが、今後の移管率を大体どれくらいに考えておられますか。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

まして、行政文書全体のうち移管される文書の割合は現在よりもかなり上昇するものと予想しております。

具体的にどの程度増大するかにつきましてはなかなか難しいところはございますけれども、諸外国における移管率はおよそ二%から五%だといふふうに承知をしております。

政府といたしましては、歴史公文書等の適切な移管を進めまして、移管率の上昇に努めてまいりたいと考えております。

○吉井委員 実は、移管率をふやすということは体制をどう強化するかということにもかかるわけですね。そのことに入る前に、もう一つ伺つておきたいんです、実は五月二十五日付の毎日新聞の「みんなの広場」というところに投書されたものが、あつて、これはなかなかやはり移管に当たつて大事な問題だなと思つたのは、行政庁から別な行政庁、あるいは行政庁から公文書館にしても、文書が移つっていくときの個人情報の扱いの問題なんです。

これは、この日、和歌山のある七十歳の方から、大手証券会社で情報が流出した問題がありましたね、それにかかわつての話なんですが、私が今一番気がかりなのは定額給付金の申請書類に記入する自宅の住所、電話番号や振込先の金融機関の口座番号などの個人情報である。この申請書類の管理責任者は誰なのか。書類の原本や電子化された情報は何年、保存され、廃棄されるのか。国民には全く知らされていない。

大手企業でも流出するくらいだから、「お役所仕事」と言われる自治体の情報管理は大丈夫だろうか。これは、普通の国民の感覚からすると当然そういうことになつてくるので、文書あるいは電子媒体にしろ、移管ということは、これから、公文書館へということもあります、自治体から國へ来て國から公文書館へ来るもの、いろいろあると思う

んですが、まず、こうした情報管理というもののについてどのように取り組んでいかれるのか、その具体的な難しさはございますけれども、諸外國における移管率はおよそ二%から五%だといふふうに承知をしております。

政府といたしましては、歴史公文書等の適切な移管を進めまして、移管率の上昇に努めてまいりたいと考えております。

○吉井委員 行政機関の長は、行政文書に記載された保有個人情報につきまして適切な管理のための措置を講じる義務がございます。

また、今回公文書管理制度が制定されば、行政文書につきましては適切な保存と利用を確保するための保存義務の明確化、これは法第六条でござります。また、保存期間満了前にあらかじめ移管または廃棄の措置を設定、いわゆるレコード・スケジュールでございますけれども、こういうようなものが規定されております。

このような措置は、行政機関におきます個人情報ですが、実は国が直接運営するというこのための保存義務の明確化、これは法第六条でござります。また、保存期間満了前にあらかじめ移管または廃棄の措置を設定、いわゆるレコード・スケジュールでございますけれども、こういうようなものが規定されております。

このような措置は、行政機関におきます個人情報の誤廃棄あるいは紛失などの防止に大きく寄与するものと考えております。

○吉井委員 建前はそうなんですよ。しかし、いろいろなところでじやじや漏れなんですね。それが実態なんです。

アメリカの公文書館は、アメリカ公文書館が大統領府に属する独立機関として設置されているところも、公文書管理についてアメリカ大手証券会社で情報が流出した問題がありましたね、それにかかわつての話なんですが、私が今一番気がかりなのは定額給付金の申請書類に記入する自宅の住所、電話番号や振込先の金融機関の口座番号などの個人情報である。この申請書類の管理責任者は誰なのか。書類の原本や電子化された情報は何年、保存され、廃棄されるのか。国民には全く知らされていない。

○山崎政府参考人 お答えいたします。
御指摘の基準づくりにつきましては、まさに最も肝要な問題でございまして、この公文書管理制度は、公文書館長官が一元的権限を持つており、公文書の移管や廃棄についての長官の権限が非常に大きくなつております。いかなる記録も長官の許可なく廃棄したり移管したりしてはならないということになります。

こうしたことを受けまして政府内で検討した結果、三権分立の観点から、内閣提出の法案において、協議機関の設置、及び、立法府及び司法府の参画を義務づける規定を盛り込むことは困難と判断をしたところであります。そのため、本法案では、特別の法人としているべきではない組織が必要だということで、「特別な法人」とすることが適当である」という最終報告も受けたところであります。

こうしたことを受けまして政府内で検討した結果、三権分立の観点から、内閣提出の法案において、協議機関の設置、及び、立法府及び司法府の参画を義務づける規定を盛り込むことは困難と判断をしたところであります。そのため、本法案では、特別の法人としているべきではない組織が必要だということで、「特別な法人」とすることが適當である」という最終報告も受けたところであります。

○小淵國務大臣 公文書館のあり方については有識者会議でもさまざま議論がなされていましたところもありまして、また、立法府、司法府からの公文書を移管するに当たりましてもしつかりとした組織が必要だということで、「特別な法人」とすることが適當である」という最終報告も受けたところであります。

○吉井委員 次に、公文書館というのは独立行政法人ですが、公文書の管理は国が責任を持つて直接受けたるべきものだと思うわけです。なぜ独立行政法人でなければならないのかが問われてくると思ひます。

○吉井委員 次に、公文書館というのは独立行政法人ですが、公文書の管理は国が責任を持つて直接受けたるべきものだと思うわけです。なぜ独立行政法人でなければならないのかが問われてくると思ひます。

○吉井委員 次に、公文書館というのは独立行政法人ですが、公文書の管理は国が責任を持つて直接受けたるべきものだと思うわけです。なぜ独立行政法人でなければならないのかが問われてくると思ひます。

○吉井委員 次に、公文書館というのは独立行政法人ですが、公文書の管理は国が責任を持つて直接受けたるべきものだと思うわけです。なぜ独立行政法人でなければならないのかが問われてくると思ひます。

で、中長期的な視点に立って、計画的な人員の確保、各種研修による養成、資質の向上などに努めてまいりたいと考えております。

○吉井委員 多分、時間からすると一番最後の質問にならうかと思います。

これは、ただ職員をふやしただけでは本当にだめなわけで、専門的実務を行える職員をふやすなければならないんです。

今年度ふやしたというお話をもあるんですね。でも、やはり一つは、行革推進法により一律削減した定数枠にとらわれることなく、必要な職員をきちんと確保するということ。それから、現在、公文書館には司書資格者が六人ですが、常勤は一人なんですね。学芸員資格保有者十人のうち、常勤が二人なんですね。だから、常勤の専門職員を確保して、公文書館をスタッフの面でもきちんと充実させるという、大きな気概を持つたといいますか、決意を持って取り組む必要がやはりあります。最後にそれを伺つて質問を終わらたいと思います。

○小淵国務大臣 まさに御指摘のとおりであります。体制を強化させていくためにまず必要なのは、人員の確保、そして専門的な人員の養成であるかと思っております。その点を十分に踏まえて施行してまいりたいと考えております。

○吉井委員 時間が参りましたので終わります。

○渡辺委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党的重野安正です。

早速質問に入ります。

昨年一月の本会議で、私は、米軍では永久保存する航海日誌を自衛隊では四年で廃棄してしまう、防衛調達は複数年にわたることが多いにもかかわらず、防衛行政の文書保存期間も三年とか五年、防衛機密と称すれば一切を秘匿できるという発想を改め、保存期間を長くするとともに、せめて事後に検証できるような体制を整えるべきだ、こういう質問をいたしました。

当時の福田総理は、防衛行政についてはできる

限り情報を開示して国民の理解を得ることが重要であるにもかかわらず、防衛省・自衛隊において不適切な文書管理がなされていた、この点については遺憾である。防衛省においては、行政文書の管理状況調査の結果を踏まえて、文書管理に関する教育の徹底、実効的なチェック体制の確立、規則の見直しなど、文書管理のあり方の根本的な見直しに取り組んでいる。これらの取り組みを通じて、行政文書を適切に保存するとともに、可能な限りの情報公開に努め、国民に対する説明責任をきっちり果たすことが必要、このように福田総理は答弁をされました。

そこで、具体的に伺いたいと思いませんけれども、米軍では航海日誌を永久保存することになりますが、公文書管理法ができるところでどうなっていますが、公文書管理法ができるところでどうなるのか。この点についてまず最初にお伺いいたします。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

御指摘のように、これまでの不適切な文書管理制度を踏まえまして、本法案では、保存期間の問題も含めまして、再発防止のための措置を盛り込んでおります。

具体的には、統一的な保存期間基準につきまして、公文書管理委員会の御意見を伺いながら策定することとしております。また、適切な保存と利

用を確保するために、保存義務の明確化でありますとかあるのは文書管理制度の内閣総理大臣への定期的な報告、また内閣総理大臣によります実地調査を実施することとしております。さらに、保存期間満了前にあらかじめ移管または廃棄の措置を設定させ、その状況を、定期的な内閣総理大臣への報告であります。

これらの仕組みによりまして、行政機関の文書活動」という言葉が出てくるんですが、この「等」管理は抜本的に改善するものと思われます。

○重野委員 次に、第一条の「目的」についてであります。「国及び独立行政法人等の有するその諸活動」という言葉が出てくるんですが、この「等」

政策や計画や事業が決定されるまでには、その根拠となる調査業務を外部の民間企業や公益法人に委託することが多い。そうしたもののが存在しないには事務及び事業も成り立たない、これが現実だろうというふうに考えます。したがって、政府が決定する政策、計画、事業に関して外部に業務を委託する場合には、当然文書によって委託内容が明記されなければならないし、その結果作成されることは重要だろうというふうに考えますが、その点についてはいかがでしよう。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

御指摘の点につきましては、委託元であります各省庁が、委託事業の成果物の活用あるいは適切な事業の遂行、執行が行われたかどうかを確認するためなど、その必要性を的確に判断して文書等を取得することが適当であると考えます。

このため、政令等の文書管理ルール上、委託事業に係りますもデータの取り扱い等につきましては、有識者で構成いたします公文書管理委員会の御意見も伺いつつ、そのあり方につきまして今後検討してまいる所存でございます。

○重野委員 そこで、今回の法律の最も重要な柱の一つは、意図的な情報隠しをなくしていくということだらうと思います。

自衛隊で行われた、航海日誌を、保存期間を無視して廃棄したという事件がございました。これはもう論外。

保存期間を短くする、あるいは先ほどの質問とも関連いたしますけれども、民間企業の文書だからという理由で不存在とするといった行為が行われれば、事実上情報を隠すことが可能になってしまいます。これは法律の精神とも合致しない事柄だと思います。書誌情報、タイトルや分類、キーワード、作成日、保存期間などは、文書作成後直ちに

つけて行政文書ファイル管理簿に登録をすることが必要ではないでしょうか。そうすれば、国民が早く目にして、文書の存在に気づくことができるのです。

そこで、行政文書ファイル管理簿への登録を直ちに行うというふうに政令で明記すべきではないかというふうに思うんですが、この点についてはいかがですか。

○山崎政府参考人 本法案におきましては、文書名、保存期間、保存期間満了日、そして保存期間満了時の措置、さらには保存場所等の書誌情報につきましては行政文書ファイル管理簿に記載し、定期的に内閣総理大臣への報告を行いますとともに、公表も行うことになつております。

御指摘の管理簿への書誌情報の登録時期につきましては、各行政機関の業務実態なども踏まえつつ、公文書管理委員会の御意見も伺つた上でルール化を図つてまいりたいと考えております。

○重野委員 それと関連しまして、意図はしないんだけれども結果的に文書が捨てられるという懸念があります。例えば、情報公開法の施行令に基づいて作成された行政文書ファイル管理簿の検索ページというのがあります。最近はかなり改善されていますが、登録がまだまだ不十分、先ほども質問がございましたけれども、また、使いにくく、こういう苦情もあるんだというふうに聞いております。

その中で、一つの例でありますけれども、ハツ場ダムというのがあります。ハツ場ダムを検索して「ハツ場ダムの建設に関する基本計画の作成に対する関係農業用水利水者等の意見聴取について」という項目を見るわけですね。そうすると、その中で、保存期間満了時期として二〇一〇年というふうになつております。ところが、ダム自体の完成は、二〇一〇年どころかもつとずれるんですね、二〇一五年、こういうふうに聞いています。そうすると、保存期間満了は二〇一〇年で、ダムができるのは二〇一五年。それが考えて

す。

やはり、物によつての保存期間の設定等々、これは十分考えなければならぬテーマだと思います。巨額で、かつ長期にわたる公共事業です。さままざな事情から完成がおくれるというのは、もうこれは常識なんですね。工期内にでき上がるなんという例の方が少ない。そういうことが現実にあるという点において、私は、この保存期間については今後政令やあるいは文書管理規則で定める具体的にすべきだと思うんですが、その点についてはいかがでしょう。

○山崎政府参考人 お答えいたしました。

先生御指摘のように、文書の類型に応じました保存期間や業務の性格等に応じた起算日の考え方につきましては政令で定めることを予定しております。また、現在の行政文書の保存期間のルールとなっております行政機関情報公開法施行令の規定も参考にしつつ、公文書管理委員会の御意見を伺いながら検討していく予定でございます。

御指摘の点につきましては、有識者会議の最終報告におきましても、「業務遂行上の必要性を十分検討することなく、「最低保存期間をそのまま保存期間として設定している場合がある。」ことが問題点として指摘されておりまして、業務遂行上必要な文書が廃棄されることのないよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○重野委員 次に、文書管理の適正化あるいは効率化のために、保存期間などについて国民からの提案や意見を受け付けて適切に対応するための項目を政令に設ける、そういうことをやつたらどうでしょうか。提案をいたします。

そのことによって、短い保存期間満了による廃棄という形で結果的に情報隠しをしているという批判を避けることができると思うんですね。また、結果的に実際そうなる事態を防げるのではないか、その点が第一であります。

次に、廃棄されてしまえば、国民の共有財産は

二度と取り戻すことができないわけです。ですから、そのような予防策が必要だと考えますが、そ

の点についてはいかがでしょう。

○山崎政府参考人 お答えいたしました。

文書の保存期間などの書誌情報につきましては、行政ファイル管理簿に記載いたしまして公示されることとしております。本法案におきまして明示的な規定を置いているわけではございませんけれども、この管理簿を見た國民から、行政機関や総理大臣に対しまして、文書管理に関する意見や提案が行われることは当然あり得るものと考えております。また、各種ルールにつきまして政令で定めることになりますけれども、政令を定めることが必要です。

また、誤廃棄の防止につきましては、レコードスケジュールの適切な設定、また、内閣総理大臣への定期報告、場合によっては実地調査、勧告、スケジュールを行うことになっているところでございます。そういうことで確保できるのではないかと考えております。

また、誤廃棄の防止につきましては、内閣総理大臣の承認なしには行えない仕組みが必要だ、まず私の結論ですが。そこで、修正案で、これまでいたしましては、内閣総理大臣への定期的・内閣総理大臣への報告を行いますとともに公表も行うこととされておりました。さらに、この報告等によりまして、移管、廃棄の設定につきましては、行政文書ファイル管理簿に記載し、定期的に内閣総理大臣への報告を行いますとともに公表も行うこととされておりました。さらに問題があると考えられる場合には、内閣総理大臣が実地調査や勧告を行い、改善を図る仕組みとしたところでございます。

このように、文書の作成、取得から移管、廃棄に至るまでの間に内閣総理大臣による適切なチェックを制度化いたしましたことから、政府案におきましては、文書の廃棄の権限につきましては、その文書を保有する行政機関の長の権限にゆだねることとしたものでございます。

次に、二つ目の御質問でございます。

○渡辺委員長 この際、ただいま議決いたしました本件に対し、加藤勝信君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

○泉委員長 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明いたします。

なつて、その点について、なぜそういうふうな原案となつたのかという点が一つ。

それから、公文書管理について、とりわけ重要な位置を占めるのが国立公文書館です。この法的位置づけ、先ほども質問がありましたがけれども、他国に比べて極めて貧弱だという点が指摘をされているわけですが、そこ辺をどう強化していくのか。

まさにこの法律が制定されるということに合わせて、国立公文書館の質、量を高めていくといふことが私は絶対的に重要だと思うんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○山崎政府参考人 お答えいたしました。

まず、最初の御質問でございますけれども、政府案におきましては、歴史資料として重要な公文書につきましてすべて移管することとしておりまして、これを適切に行うために、文書ごとに保存するものと考えております。

また、上川陽子君外四名提出の修正案についても、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、公文書等の管理に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

○渡辺委員長 これまで終わります。

○渡辺委員長 これにて原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○重野委員 以上で終わります。

○渡辺委員長 これにて原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○渡辺委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入るのですが、その申し出があります。

内閣提出、公文書等の管理に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、上川陽子君外四名提出の修正案についても、その申し出がありますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○渡辺委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入るのですが、その申し出があります。

内閣提出、公文書等の管理に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

のため、国立公文書館につきましては、内閣府の所管する独立行政法人の形態のままとしたところでございます。

もちろん、この修正案におきまして五年後の見直し等が定められておりますので、今後、実施状況に応じまして適切に対応したいと考えております。

（一）

その趣旨は案文に尽きておりますので、案文を朗読いたします。

公文書等の管理に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 公文書管理の改革は究極の行政改革であるとの認識のもと、公文書管理の適正な運用を着実に実施していくこと。

二 公文書等の管理に関する施策を総合的かつ一體的に推進するための公文書管理担当機関の在り方について検討を行うこと。

三 行政文書の管理が適正に行われるることを確保するため、一定の期間が経過した行政文書に關しその保存期間満了前に一括して保管等の管理を行う制度(いわゆる中間書庫の制度)を各行政機関に導入することについて検討を行ふこと。

四 国民に対する説明責任を果たすため、行政の文書主義の徹底を図るという本法の趣旨にかんがみ、軽微性を理由とした恣意的な運用のなされることのないよう、万全を期すること。

五 公文書管理と情報公開が車の両輪関係にあるものであることを踏まえ、両者の適切な連携が確保されるよう万全を期すること。

六 公文書の適正な管理が、国民主権の觀点から極めて重要であることにかんがみ、公文書管理に関する職員の意識改革及び能力向上のための研修並びに専門職員の育成を計画的に実施すること。また、必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること。

七 既に民営化された行政機関や独立行政法人等が保有する歴史資料として重要な文書について、適切に国立公文書館等へ移管されるよう積極的に対応すること。

八 国立公文書館等へ移管された特定歴史公文書等に対する利用制限については、利用制限は原則として三十年を超えないものとすべき

とする「三十年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえ、必要最小限のものとすること。

九 本法に基づく政令等の制定・改廃の過程及び公文書の管理・利活用に関して、十分に公開し、多くの専門的知見及び国民の意見が取り入れられる機会を設けること。

十 特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱いにおける除外規定である本法第十六条に規定する「行政機関の長が認める」とにつき相当の理由の有無の判断に関しては、恣意性を排し、客觀性を担保する方策を検討すること。

十一 特定歴史公文書等の適切なデジタルアーカイブ化を推進し、一般の利用を促進すること。

十二 公文書の電子化の在り方を含め、電子公文書の長期保存のための十分な検討を行うこと。

十三 刑事訴訟に関する書類については、本法の規定の適用の在り方を引き続き検討すること。

十四 一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行つていることを踏まえ、これを可能とするための支援を検討すること。

十五 宮内庁書陵部及び外務省外交史料館においても、公文書等について国立公文書館と共同のルールで適切な保存、利活用が行われるよう本法の趣旨を徹底すること。

○渡辺委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十二分散会

〔報告書は附録に掲載〕

められておりますので、これを許します。小渕国務大臣。

○小渕国務大臣ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重して、適切な措置の実施に努めてまいります。

○渡辺委員長お詫びいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

第二条第七項第二号中「第十一條第三項」を「第一条第四項」に改める。

第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一节 文書の作成

第四条の見出しを削り、同条中「当該行政機関の意思決定並びに当該行政機関の事務及び事業の実績について」を「第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように、「政令で定めるところにより」を「次に掲げる事項その他の事項について」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法令の制定又は改廃及びその経緯

二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯の経緯

三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準に準ずるものを持む。の決定又は了解及びその経緯

四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五 職員の人事に関する事項

六 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

七 第四条の次に次の節名を付する。

八 第二節 行政文書の整理等

九 第五節 第五条第五項中「あらかじめ」を「のできる限り早い時期に」に改める。

一〇 第六条に次の二項を加える。

一一 第七条に次の二項を加える。

一二 第八条に次の二項を加える。

一三 第九条に次の二項を加える。

一四 第十条に次の二項を加える。

一五 第十一条に次の二項を加える。

一六 第十二条に次の二項を加える。

一七 第十三条に次の二項を加える。

一八 第十四条に次の二項を加える。

一九 第十五条に次の二項を加える。

二〇 第十六条に次の二項を加える。

二一 第十七条に次の二項を加える。

二二 第十八条に次の二項を加える。

○渡辺委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

〔賛成者起立〕

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

一〇 渡辺委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求

平成二十一年六月十七日印刷

平成二十一年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A